

外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準に係る掲示事項

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しております。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制を確保しております。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を月に1回開催しております。

広島市立広島市民病院

病院長